# 小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕事業所 大空 運営規程

# (事業の目的)

第1条 社会福祉法人幸世会が開設する 大空(以下「事業所」という。)が行う 指定小規模多機能型居宅介護事業〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕(以 下「事業」という。)は利用者の心身状況を考慮し、利用者の希望・要望そ して生きがいを大切にしながら、住み慣れた地域で利用者がその有する能力 に応じ、その居宅において自立した日常生活を営むことができるようにする ことを目的とする。

## (運営の方針)

- 第2条 事業所の職員は、通いを中心として、要介護者〔要支援〕の様態や希望に 応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利 用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。
  - 二 事業の実施に当たっては、高根沢町、地域包括支援センター、地域の保健・ 医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### (事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
  - 一 名 称 小規模多機能型居宅介護 大空 〔介護予防小規模多機能型居宅介護 大空〕
  - 二 所在地 高根沢町宝積寺 2424-18

#### (職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
  - 一 管理者 1名(常勤兼務1名) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、 自らも小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕を提供す る。
  - 二 介護支援専門員 2名(非常勤2名 看護師兼務、介護職兼務) 介護支援専門員は登録者にかかる居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅 介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕計画の作成に当たる。また小規模多 機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕を提供する。

三 介護従業者 12名

介護職(常勤6名、非常勤5名)

看護職(非常勤1名)

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。併設する認知症対応型グループホーム大地の介護を行う場合もある。または認知症対応型グループホーム大地の介護職が小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕を行う場合もある。

看護師は登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。

## (営業日及び営業時間等)

- 第5条 当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
  - 一 営業日 1年を通じて毎日営業する(休業日は設けない)
  - 二 サービス提供基本時間
    - ア 通いサービス 午前8時30分から午後6時まで
    - イ 宿泊サービス 午後6時から午前8時30分まで
    - ウ 訪問サービス 24時間

# (登録定員及び利用定員)

- 第6条 当事業所における利用定員は次のとおりとする。
  - 一 登録定員 25名
  - 二 通いサービス 15名
  - 三 宿泊サービス 9名

#### (通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。 高根沢町内

(小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕計画の作成)

第8条 事業所の介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕従業者との協議の上、援助の目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した小規模多機能型居宅介

護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕計画を作成する。

- 二 介護支援専門員は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利 用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
- 三 介護支援専門員は、指定小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕計画を作成した際には、当該指定小規模多機能型居宅介護計画〔介護予防小規模多機能型居宅介護計画〕を利用者に交付するものとする。
- 四 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕計画の 作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、 更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものと する。

(小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕の内容)

- 第9条 小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕の内容は、 次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。
  - (1) 介護計画の作成
  - (2)相談、援助等
  - (3) 通いサービス及び宿泊サービスに関する内容
  - ①介護サービス (移動、排せつの介助、見守り等)
  - ②健康のチェック
  - ③機能訓練
  - ④入浴サービス
  - ⑤食事サービス
  - ⑥送迎サービス
  - (4) 訪問サービスに関する内容
  - ①排せつ・食事介助・清拭・体位変換等の身体の介護
  - ②調理・住居の掃除・生活必需品の買い物等の生活の援助
  - ③安否確認
- 二 サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機 能型居宅介護〕計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適 時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行 う。

# (短期利用居宅介護)

第10条 事業所は、次の場合に限り、本事業所に登録のない者に対し、短期利 用居宅介護を提供する。

- (1) 本事業所の登録者の数が、登録定員未満であること。
- (2) 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、利用者を担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員(以下「居宅介護支援専門員」という。)が、緊急に利用することが必要と認めること。
- (3) 本事業所の介護支援専門員が、短期利用居宅介護を提供しても、登録者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めること。
- 二 短期利用居宅介護の開始に当たっては、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事業がある場合は14日以内)の利用期間を定めるものとする。
- 三 短期利用居宅介護の利用に当たっては、居宅介護支援専門員が作成する居宅介護サービス計画の内容に沿い、本事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

(小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕の利用料)

- 第11条 小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
  - 二 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。
  - (1)食事代 朝食390円、昼食560円、夕食490円、おやつ代170円 利用キャンセルの連絡が朝食前日午後4時、昼食当日午前8時、 夕食当日12時、おやつ当日午後12時を過ぎた場合には利用がなくても支 払いを受けるものとする。
  - (2) 宿泊費 1泊につき2,200円。
  - (3) おむつ代 実費
  - (4) おむつ管理・廃棄代 おむつを持ち込まれ、施設内で保管、在庫管理する場合、1か月の利用枚数に応じて支払いを受けるものとする。

50~99枚 一月500円 100枚以上 一月750円

- (5) 娯楽費 一月3,000円
- (6) 電気使用料 泊り利用時、個人所有の電気を使用する電化製品を持ち込まれる場合、一つの製品につき支払いを受けるものとする。1日100円。
- (7) 洗濯代 私物の洗濯、乾燥を事業所にて行う場合、支払いを受けるものとする。1回200円。長期宿泊時は一月5,000円。
- (8) 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定小規模多機能型居宅介

護に要した交通費及び送迎にかかる費用は、その実費を徴収する。

- (9) 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、 その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。
- 三 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用に関し重要事項説明書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。
- 四 費用を変更する場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、事前に 文書により説明した上で、支払いに同意を受けるものとする。

# (サービス利用に当たっての留意事項)

- 第12条 サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくも のとする。
  - 一 利用者は小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を小規模多機能型居宅介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する場合があること。
  - 二 利用日当日に欠席をする場合には前日もしくは当日午前8時00分までに事業所に連絡をしていただくこと。
  - 三 サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用 の中止をしていただくことがあること。

#### (緊急時等における対応方法)

- 第13条 従業者は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業者が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 二 事業所は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護 [指定介護予防小規模 多機能型居宅介護] の提供により事故が発生した場合は、高根沢町、当該利用者 の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 三 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をする

ものとする。

四 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

## (苦情処理)

- 第14条 事業所は、小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、 必要な措置を講じるものとする。
- 二 事業所は、提供した指定小規模多機能型居宅介護 [指定介護予防小規模多機能型居宅介護]に関し、介護保険法第23条の規定により栃木県、高根沢町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は栃木県、高根沢町からの質問若しくは照会に応じ、及び栃木県、高根沢町が行う調査に協力するとともに、栃木県、高根沢町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 三 事業所は、提供した小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

#### (衛生管理等)

- 第15条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
    - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

#### (非常災害対策)

第16条 指定小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な

対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難 等の指揮を執る。

二 非常災害に備え、年6回以上の避難訓練を行う。また、消防署指導による実地 指導訓練を年2回行う。訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよ う連携に努めるものとする。

# (個人情報の保護)

- 第17条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」 及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り 扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 二 事業者が得た利用者またはその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

# (虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずる ものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 二 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを高根沢町に通報するものとする。

#### (身体拘束廃止について)

第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以 下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、 その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記 録するものとする。

- 二 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3)介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

#### (業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護 [指定介護予防小規模多機能型居宅介護] の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。) を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 二 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 三 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画 の変更を行うものとする。

## (利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第21条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するものとする。

#### (運営推進会議)

- 第22条 当事業所の行う指定小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービス とし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 二 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び小規模多機能型 居宅介護についての知見を有する者とする。
- 三 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。
- 四 運営推進会議は通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

#### (その他運営に関する留意事項)

第23条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を定期的に設けるものとし、年間研修計画を策定し、職員に周知する。

事業所は、全ての小規模多機能型居宅介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の

資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の新規採用時には採用後1年間は採用時研修を行うものとする。

- 二 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 三 事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持 させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇 用契約の内容とする。
- 四 事業所は、適切な指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 五 事業所は、小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕に関する諸記録を整備し、小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕計画の記録については、当該計画に基づく小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕サービスの提供を終了した日から、高根沢町の条例に定める期間、当該記録を保存するものとする。
- 六 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人幸世会と 事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、理事長が定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。